住所　埼玉県坂戸市芦山町２番地８
劉宇辰　昭和63年８月28日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市大字藤金804番地28
馬兵兵　昭和50年４月15日生
住所　埼玉県上尾市上町１丁目13番２号
高静敏　昭和34年９月11日生
住所　東京都足立区小台１丁目18番８―1807号
費白　昭和44年８月１日生
住所　東京都杉並区阿佐谷南１丁目13番23号
カルロス・エドアルド・ディマス・ヘルナンデス　昭和45年５月16日生
住所　岡山県玉野市玉原１丁目５番23号
閻紅　昭和47年６月14日生
住所　東京都足立区竹の塚６丁目16番11―906号
林里曼　昭和33年10月25日生
住所　東京都町田市原町田１丁目４番７―1509号
朴安奈　平成８年５月９日生
住所　東京都小金井市貫井南町４丁目20番16号
サミエル・フルカワ　昭和53年３月21日生
住所　埼玉県新座市栗原３丁目１番３号
陳静　昭和53年３月28日生
住所　さいたま市西区大字指扇2314番地９
モニカ・アラカキ・デ・ゴンザレス　昭和38年４月６日生
タカヒコ・ゴンザレス　平成３年５月14日生
住所　さいたま市西区大字指扇748番地９
ファイティング・ケイタ・ハセベ　昭和42年５月29日生
住所　東京都豊島区池袋４丁目20番９号
趙威　昭和51年２月26日生
住所　東京都豊島区駒込４丁目９番38号
孫瀾瀾　昭和35年10月31日生
住所　東京都国立市中２丁目７番地14
成廷樸　昭和37年11月７日生
住所　新潟県十日町市下条２丁目304番地
金淵五　昭和39年３月15日生
住所　東京都墨田区八広２丁目６番１―302号
章輝　昭和45年５月14日生
住所　東京都足立区西新井５丁目13番６号
羅福凱　昭和61年４月27日生
住所　名古屋市名東区猪子石原２丁目811番地
賈玲　昭和48年１月14日生
住所　名古屋市名東区上社４丁目16番地
ムツクダ・アラチー・マヨ　昭和58年10月31日生
住所　静岡県榛原郡吉田町住吉2278番地２
朱萍　昭和61年９月14日生
住所　名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地
王艶華　昭和42年12月19日生
住所　栃木県真岡市白布ケ丘16番地２
梁勝男　昭和48年６月４日生
住所　栃木県小山市駅東通り３丁目34番地27
顧悦　昭和53年４月14日生
住所　静岡県掛川市吉岡215番地１
エドウィン・ジョナタン・チャベス・ダビラ　昭和63年７月12日生
住所　茨城県神栖市柳川中央１丁目13番地３
ヨランダ・パブロ・アンドウ　昭和41年５月11日生
住所　北海道留萌郡小平町字住吉662番地
金菊花　昭和40年２月９日生
住所　福岡県田川市大字奈良148番地４
吐爾遜達尼亜爾　昭和46年４月21日生
住所　浜松市中区神田町1430番地
ルイス・アンドレス・ナガミネ・サネフジ　昭和60年４月２日生
住所　東京都台東区浅草３丁目37番６―502号
李定信　昭和30年５月26日生

○財務省告示第三百号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年八月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年九月九日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法
イ　価格競争入札発行　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で五兆三千五十億九千万円
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四千四百三十八億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五兆三千三十億五千六十七万九千九百円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四千四百三十六億二千九百五十八万八百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千万円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年八月三日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭一厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭一厘六毛
十二　償還期限　平成二十一年十一月二日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年八月三日

○財務省告示第三百一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年八月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年九月九日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。